

第25回農業委員会総会議事録

令和2年1月8日（水）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第95号から第98号)
日程第4 議事(議案第84号から第86号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (2 5 人)

1 番	稲垣 潔	2 番	横山 實
3 番	松山 宗則	4 番	永森 薫
5 番	有沢 敏博	6 番	城石 美枝子
7 番	砂原 仁志	8 番	前田 進
9 番	石庭 文男	10 番	舟木 康眞
11 番	帯刀 眞理子	12 番	土合 正夫
13 番	山本 克伸	14 番	森 敏朗
15 番	進藤 久司	16 番	宮下 勉
17 番	村上 利之	18 番	山谷 孝芳
19 番	佐伯 瑞穂	20 番	樋上 豊
21 番	明石 茂	22 番	堀 正
23 番	水上 幸雄	24 番	齊藤 高志
25 番	大垣 秀雄		

欠 席 委 員 なし

議事日程

第1 議事録署名人の指名

- 第2 報告第 95 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第 96 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第 97 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 98 号 買受適格証明書の交付を受けたものからの農地法の規定による許可申請等について

- 議案第 84 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 85 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第 86 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長	福井 有希夫	副主幹	西尾 哲
主査	青木 克憲	主任	吉田 大樹

射水市農林水産課

主任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後1時53分

議長（舟木会長）

ただいまから、第25回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「11番 帯刀委員」「12番 土合委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第95号の説明）

議長（舟木会長）

報告第95号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。各案件についてご了知をお願いします。

（報告第96号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第96号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理に

ついて議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)
議案書により説明。

議長(舟木会長)
以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)
質疑なしと認めます。各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第97号の説明)

議長(舟木会長)
次に報告第97号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)
議案書により説明。

議長(舟木会長)
以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

松山委員
〇〇地区の解約が多いが何かあるのか。

事務局(青木)
〇〇線の拡幅によるものである。

議長(舟木会長)
他に質疑がないようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

(報告第98号の説明)

議長（舟木会長）

次に報告第98号買受適格証明書の交付を受けたものからの農地法の規定による許可申請等についてを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

宮下委員

○月○日は証明願が出された日なのか。

事務局（青木）

7月総会で議決を受けて買受適格証明書を交付した日である。○月○日に許可書を交付したことの報告である。

議長（舟木会長）

他に質疑がないようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いします。

議長（舟木会長）

次に日程第4、本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

（議案第84号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第84号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

なお、本議案中、〇〇番〇〇委員に関する案件が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席をいたします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書の6ページをご覧ください。

今回は4件ございます。

【議案第84号について議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第84号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第84号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（〇〇委員着席）

（議案第85号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第85号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書7ページの議案第85号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は6件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第85号について議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

議案第 8 5 号の 1 番について、明石委員より説明をお願いします。

明石委員

議案第 8 5 号の 1 番について説明します。

申請人は〇〇市内で〇〇事業を営んでいます。

取扱う貨物の大半は冷凍食品であり、主にメーカーからの冷凍食品を一時保管し、小分け配送しております。

冷凍技術の発達で市場規模も拡大傾向にあり、食品メーカーからも多くの取引依頼があるため、既存の倉庫だけでは物流量に対応できないことから冷凍倉庫の増設が必要となっています。

そのため、隣接する農地を転用し、そこに新たな冷凍倉庫を建設するとともに、配送用大型トラックの駐車場とするため、申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（舟木会長）

議案第 8 5 号の 2 番及び 4 番について、横山委員より説明をお願いします。

横山委員

議案第 8 5 号の 2 番について説明します。

申請人は〇〇市内で両親と暮らしているが、子供も成人し手狭になったため、新たに住宅を購入しました。玄関が農道側にあり、大きな排水路を挟み進入路も狭いため、出入りに支障があり、また、駐車スペースも 1 台分しかなく、新たな駐車場敷地が必要となっています。

そのため、隣接する農地を転用し、駐車場として利用することとし今回転用の申請をした次第です。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

次に、議案第 8 5 号の 4 番について説明します。

申請人は〇〇市内のアパートに暮らしています。

このたび、勤務先への通勤を考慮してこの地区で住宅を建築することとしました。申請地は学校等も近く最適な環境であります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（舟木会長）

議案第 8 5 号の 3 番及び 5 番について、大垣委員より説明をお願いします。

大垣委員

議案第 8 5 号の 3 番について説明します。

申請人は〇〇市内のアパートで妻と子の3人で暮らしています。

子供の世話や親の面倒を見るため、住宅建築の候補地を検討したところ、実家に近い父が所有の農地を転用することで承諾を得られたため、今回転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

次に、議案第85号の5番について説明します。

申請人は〇〇市内の営業所において主に〇〇業を営んでいます。

現在、事業量も増え既存地だけでは手狭となっており、事業量増加に伴う倉庫兼荷捌(にさば)き場の増設及び貨物車両の増車が必要となりました。

そのため、倉庫敷地を検討したところ、隣接する申請地で地権者の承諾を得られたため、申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

議案第85号の6番について、松山委員より説明をお願いします。

松山委員

議案第85号の6番について説明します。

申請人は〇〇市内で妻と子供、祖母、両親、姉、弟とともに暮らしています。

現在の住居で三世代が暮らすには狭くいろいろと支障が出ており、同居を続けていくには困難となっています。

これからも本家の農業を手伝うため、農家分家住宅の候補地を検討したところ、本家に近い父所有の農地を転用することで承諾を得られたため、今回転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

宮下委員

転用の許可には公共性というものも必要だったと思うが、資材置場や駐車場は当てはまるのか。

事務局（青木）

今回の案件は既存地の拡張で、この場所でしかできないものであり、許可基準を満たしています。

議長（舟木会長）

ほかに質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

議案第 85 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第 85 号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第 86 号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第 86 号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

議案第 86 号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第 86 号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案

のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって第25回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時58分

その他協議・報告事項

農業委員会新年懇談会の開催について

日 時 令和2年1月31日（金）午後6時より

場 所 ○○

会 費 ○○

来 賓 市長、議長、産業建設常任委員長、産業経済部長

農業委員会活動記録簿について

次回開催場所と時刻について

・開催日 2月6日（木）午後2時から

・会 場 大島分庁舎大会議室

配布資料

・アグリとやま 119号

第二十五回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 令和二年一月九日
至 令和二年一月三十一日